

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和3年4月14日開催 全国地方銀行協会／

令和3年4月15日開催 第二地方銀行協会]

1. 事業者支援の徹底について

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、特に深刻な影響を受けている飲食・宿泊業等に対し、事業者のニーズにきめ細かく対応しながら、事業の継続や立て直しができるよう、政府としては、先月23日、「新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等について」を取りまとめたところ。
- また、同25日、当庁から民間金融機関に対し、
 - ・ 金融支援策の事業者への周知・提案や、事業計画策定への関与など、政府系金融機関と緊密に連携した支援を徹底すること、
 - ・ 事業者の状況を能動的に確認し、再度の条件変更や新規融資の積極的な実施など、事業者の立場に立った対応を行うこと、
 - ・ 事業者が、2期連続赤字など財務制限条項（コベナンツ）に抵触しても、機械的・形式的に取り扱わないこと、
 - ・ 日本公認会計士協会は、過度に悲観的な予測を行うことは適切ではないこと等に留意することを監査人に求めるとともに、相談窓口を設置しているといった取組みを、上場会社等である事業者に適切に周知すること、などを要請させていただいた。
- 足許では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、今月5日、大阪府・兵庫県・宮城県の3府県に、12日には東京都、京都府、沖縄県の3都府県に「まん延防止等重点措置」が適用されたところ。政府としては、事業者を引き続きしっかりと支援していくよう、
 - ・ 金融機関が事業者に伴走型支援を行う場合、信用保証料を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」を、今月1日より開始

- ・ 「事業再構築補助金」について、先月 26 日に公募要領を公表し、本日 15 日より申請を開始
- ・ 居住地と同一県内の旅行を割引支援する「地域観光事業支援」について、今月 1 日以降、準備が整った都道府県から順次開始

など、様々な施策の実施を進めているほか、「時短要請等に応じた飲食店への協力金」についても、制度を見直し、売上高又は売上高の減少額に応じた支給とし、まん延防止等重点措置区域であれば一店舗当たり、

- ① 中小企業においては、売上高に応じて 4 万円から 10 万円
- ② 大企業においては、売上高の減少額の 4 割（上限は 20 万円）

を支給することを基本としている。

- 金融機関におかれては、事業者におけるこうした支援策の活用も念頭に置きながら、各種補助金や協力金等の支給までの間に必要となるつなぎ融資の実施も含め、引き続き、事業者支援を徹底いただくようお願いしたい。

2. 事業者支援に関するノウハウ共有サイトに関連した監督指針改正に係るパブリックコメント開始について

- 地域金融機関が事業者支援を進めるにあたり、組織・地域を超えた知見・ノウハウの共有が、営業職員の人材育成につながること、また、顧客や関係者との連絡のため、情報通信基盤の整備が不可欠であることを盛り込んだ、監督指針改正（案）のパブリックコメントを、3月24日に開始した。コメントは4月23日まで受け付けている。

3. 育児休業等を取得する個人顧客向けローンに係る留意事項（周知）について

- 3月26日、育児休業等を取得する個人顧客向けローンに係る留意事項について、各業界団体等を通じ、預金取扱金融機関に対して以下のとおり周知を行うとともに、金融庁HPに公表した。

- ・ 育児休業・産前産後休業・介護休業を取得する顧客からの住宅ローン等の申込みや条件変更等について、育児休業等を取得することのみをもって一律に謝絶することなく、育児休業等の取得を踏まえた返済計画など顧客の状況やニーズをきめ細かく把握し、顧客の立場に立って対応すること
- ・ 上記について適切な対応を徹底するため、顧客説明態勢及び融資審査態勢（審査基準を含む。）を確認し、必要に応じて見直し等を行うこと

4. 日本銀行との連携強化に向けた取組みについて

- 金融庁と日本銀行は、より質の高いモニタリングの実施と金融機関の負担軽減の観点から、更なる連携強化に向けた取組みを3月22日に公表した。
- 地域金融機関については、金融庁・財務局・日本銀行との間で検査・考査の長期未実施先に関する情報共有や、経営リスクに関する意見交換会の枠組みを整備した。
- 今後、各金融機関のリスクの大きさも踏まえつつ、分担して検査・考査を実施する。

5. 金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）の公表について

- 一昨年9月、金融庁は、「新規融資時の無保証割合」や「事業承継時の保証徴求割合」を、「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として設定したところ。
- これに基づき、主要行等（※）及び地域銀行には、令和元年度下期分に引き続き、令和2年度上期分の本指標について公表いただいたところであり、こうした各金融機関の取組み状況のより一層の「見える化」を図るため、前回同様、金融庁ホームページにおいて、各行の本指標を一覧化した情報を公表した。
(※) みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行
- KPIの多寡については、各行における顧客の特性や規模等にもよると考え

ているが、今般の KPI の状況を踏まえながら、各行におかれては、担保・保証に依存しない融資について、引き続き取り組んでいただきたい。

6. 顧客本位の業務運営の「見える化」について

- 昨年8月の金融審市場ワーキング報告書を踏まえ、本年1月に「顧客本位の業務運営に関する原則」が改訂された。同報告書では、金融庁において、顧客にとってわかりやすい情報発信を行う観点から、原則の項目毎に金融事業者の取組み比較を行うことと、好事例と不芳事例を比較分析することが提言されている。
- これを受け、4月12日、原則を採択する金融事業者から金融庁への新たな報告様式とともに、金融庁における好事例の分析に当たってのポイントを公表（初回集計の報告期限は6月末）。
- 今後、金融庁HPの事業者リストには、原則の項目毎の取組方針が明確であることが確認できた金融事業者のみ掲載していく。

7. バーゼル規制関連の公表について

- 3月31日、以下3件の公表を行った。
 - ① レバレッジ比率規制に関する告示の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等
 - ・ 同日公布・適用。対象は国際基準行。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に係る足許の情勢に鑑み、レバレッジ比率を算定するにあたり日銀預け金を分母の総エクスポージャーから除外する時限措置を1年間（来年3月末まで）延長したもの。
 - ② 流動性比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等
 - ・ 同日公布、適用開始は本年9月末を予定。対象は国際基準行。
 - ・ バーゼル委員会で合意した流動性規制である安定調達比率（NSFR）の導入に係るもの。足許の市場環境に鑑み、国債の保有等に係る緩和措置

を手当している。

- ③ 自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）におけるオペレーショナル・リスクに係る告示の一部改正（案）
- ・ 2023年3月期からの国内実施を予定しているバーゼルⅢに係るものであり、パブリックコメントの募集を開始した。
 - ・ 今般、他のリスク・カテゴリに先立ってオペレーショナル・リスクに係る部分を公表した。

8. 中央銀行総裁・監督当局長官グループによるウェブ会議について

- 3月31日、バーゼル銀行監督委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループのウェブ会議が開催され、バーゼル委の2022年までの作業計画が承認された。
- 作業計画には、主に以下の内容が含まれる。
 - ・ 第1に、バーゼルⅢ関連の作業である。世界金融危機後の対応としてのバーゼルⅢの策定に終止符を打ち、今後は、各国におけるバーゼルⅢの実施状況のモニタリングと、バーゼルⅢの有効性評価に焦点を当てる。バーゼルⅢの有効性評価については、まず、新型コロナウイルス感染症の影響が見られる初期に得られた教訓に着目したとりまとめを行うこととしている。
 - ・ 第2に、監督上の協力の強化に関する作業である。具体的には、銀行によるAI・機械学習の活用や、オペレーショナル・レジリエンスなどに関する監督上の知見の共有を図っていく。
 - ・ 第3に、新たなリスク・脆弱性に係る評価・対応である。金融のデジタル化や長期化する低金利環境（low for long）が銀行のビジネスモデルに与える影響、そして、気候関連金融リスクなどに係る作業に取り組んでいく。
- 金融庁としては、今後もこうした意見交換会の場などを利用して議論の動向をご紹介するとともに、皆様との意見交換等を通じながら、引き

続き、国際的な議論に積極的に参画していく。

9. AI 翻訳に関する協力について

- 国際金融センターの実現に向けた課題の一つである金融行政の英語化に関し、昨年 12 月の経済対策に AI 翻訳技術の活用が盛り込まれた。
- 金融庁は、国立研究開発法人 情報通信研究機構（NICT）に委託し、金融分野の翻訳精度を向上させた AI 翻訳モデルの構築を目指している。貴協会や協会員におかれては、翻訳精度の向上に向けて、日英で同一内容のワードもしくはエクセルファイルの既存文書を、可能な範囲で、4 月中をメドにご提供いただきたい。
- 構築された AI 翻訳モデルは、NICT から民間の AI 翻訳サービス提供者にも公開され、一般の利用に供される予定。金融業界における英語対応の底上げに繋がることが期待される。

10. 国連安保理決議の着実な履行について

- 3 月 31 日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、昨年 8 月から本年 2 月にかけての加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と加盟国への勧告を取りまとめた最終報告書を公表した。
- 同報告書に記載・言及のある企業・個人については、安保理決議の実効性を確保していく観点から、各金融機関において、
 - ・ 当該企業・個人に対する融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認
 - ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人への調査・ヒアリングなどに、しっかりとご対応いただく必要があると考えている。
- そのうえで、同報告書への掲載そのものは、当該企業・個人が制裁対象と認定されたものではない点に留意していただくとともに、上記の確認や調査結果を踏まえ、適切に顧客対応をいただくようお願いする。

11. G20 の動向について

- 例年この時期に IMF 世銀総会等主要な国際会議が行われるところだが、本年は新型コロナウイルス感染症の影響により、こうした一連の会議が、バーチャルで4月5日の週に行われた。このうち、4月6日にはG7、4月7日にはG20の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、金融関係の議題についても議論された。
- 今回は、G7、G20ともに主要な議題の一つとして気候変動への対応が取り上げられた。気候変動は、金融分野においてもリスク管理やファイナンスの観点から、国際的にますます重要なテーマとなってきている。
- G20 会合の会議後に発出された共同声明においても気候変動について多くの言及がなされ、一時活動を休止していた SFSG（サステナブルファイナンス研究部会）をより恒久的な位置づけの作業部会に格上げしたうえで、米中共同議長の下、活動再開することについても合意された。気候変動に関しては様々な国際機関等で取組みが進んでいるところ、G20ではサステナブルファイナンスに関する様々な取組みの包括的なロードマップを策定する予定。なお、FSB（金融安定理事会）においても、7月のG20に向けて、気候関連リスク及び開示に関する作業を進めていくこととされている。なお、気候関連開示の推進はG7でも関心が高く、6日の会議でも議論が行われた。
- また FSB は、コロナ対応で各国が取った経済支援策について、各国が延長、修正又は解除を行う場合の政策上の考慮事項を整理した報告書をG20に提出した。報告書のキーメッセージは、各国当局はコロナ対応策の長期化に伴うコストよりも、経済支援策の拙速な解除に伴うコストの方を重大だと捉えているため、解除のタイミングは差し迫っていないということである。
- そのうえで報告書では、経済支援策の拙速な解除と逆に過度の長期化のそれぞれにコストが伴うというジレンマに対応するための方策として、施策の延長等の条件を感染症や経済の状況に紐づけることや、市場に対し明確で一貫性のある適時のコミュニケーションを取ることなどを提案している。FSBが情報交換などで引き続き国際協調していくことも述べられている。

(以 上)